

看護師修学資金 貸与制度

静岡県立3病院での
勤務を希望する方の修学を支援します！

静岡県立
総合病院

こども病院

こころの
医療センター

◆修学資金貸与制度の概要

| | |
|------|--|
| 貸与額 | 月額5万円 |
| 対象期間 | 看護師養成校を卒業するまで |
| 返還免除 | 卒業後に看護師として静岡県立3病院に勤務した期間に応じて、修学資金の返還が免除されます。 |
| 募集期間 | 4月（第1期）・5月～8月（第2期） |

- ※ 第2期の募集期間は、5月1日～8月31日（郵送の場合は必着）です。
- ※ 「静岡県外の養成校からすでに貸与を受けた修学資金」を返還するための一括貸与制度もあります（詳しくは下記へお問い合わせください）。

お問い合わせ



静岡県立病院機構 本部事務部 経営管理課
フリーダイヤル 0120-417-451
<http://www.shizuoka-pho.jp>

私、看護師の養成校に進学するの！

それなら、いい制度があるよ！

どんな制度なの？

毎月5万円を貸してくれるんだよ！

あとで返さなきゃいけないでしょ？

返還は、勤務した期間に応じて免除されるよ。

それなら勉学に集中できるわ！

看護師目指してがんばって！

修学資金貸与制度 Q&A



Q1 修学資金の申し込みは、どのような方法ですか？

A 募集期間内に**貸与申請書を提出**していただきます。その添付書類として健康診断書（申請時に各自で受診）、在学証明書、推薦書、高等学校等の成績証明書、連帯保証人の印鑑証明書（2人分）などが必要となります（詳しくは、募集の際に案内をご確認ください）。

Q2 修学生（借受者）は、どのようにして決定しますか？

A **書類審査及び面接審査により貸与決定**をします。結果は、申請書を提出されたすべて方に対して書面により通知します。

Q3 他機関の修学資金とあわせて借りることはできますか？

A 他機関から借りようとしている（借りている）修学資金が、当該病院への就職を**返還免除の条件**としている場合には、あわせて借りることはできません。（日本学生支援機構の制度とは、併用して申請（借り受け）することが出来ます）

Q4 看護師資格を取得後に、進学した場合はどうなるのでしょうか？

A 在学期間中は、届出により修学資金の返還が猶予されます（卒業後に静岡県立病院機構へ就職されることをお待ちしています）。なお、**助産師資格取得を目的とした進学の場合**には、修学資金貸与の対象となりますので、改めて貸与申請を行うことができます。

Q5 修学資金の貸与を受けた場合でも、採用試験を受けなければいけませんか？

A 当機構の職員採用は、職員採用試験の結果により決定しますので、修学資金の貸与を受けた場合でも、**職員採用試験を受験**していただきます。

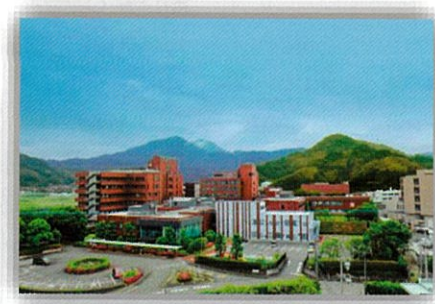
静岡県立3病院は、静岡県立病院機構が運営を行っています



県立総合病院



こころの医療センター



こども病院